★両立支援等助成金

国は男性が育休を取る事を義務付ける法改正を検討 しており、国家公務員に対しては、一足早く1か月以上 の取得を促す試みが今春始まった。

義務となると助成金がなくなるのでこれが最後のチャ ンスかも知れません。今回は「子育てパパ支援助成金」と 言われる「出生時両立支援コース」をご紹介します。

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

	中小企業	中小企業以外
A.一人目の育休	57 万円<72 万円>	28.5 万円<36 万円>
個別支援加算	10 万円<12 万円>	5 万円<6 万円>
A.二人目以降の	a育休5日以上	a育休 14 日以上
育休	14.25 万円<18 万円>	14.25 万円<18 万円>
	b育休 14 日以上	b育休 1 か月以上
	23.75 万円<30 万円>	23.75 万円<30 万円>
	c育休1か月以上	c育休2か月以上
	33.25 万円〈42 万円〉	33.25 万円<42 万円>
個別支援加算	5 万円<6 万円>	2.5 万円<3 万円>
B.育児目的休暇	28.5 万円<36 万円>	14.25 万円<18 万円>
の導入・利用		

主な要件(上記 A.は①②が要件、B.は③が要件)

- ①男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づ くりの為【※取組の例】のような取組を行うこと
- ②男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連 続14日(中小は連続5日)以上の育休を取得する事
- ③育児目的休暇制度を新たに導入し、就業規則等へ の規定、労働者への周知を行うこと

個別支援加算(A. のみ)

男性労働者の育児休業取得前に個別面談を行う等 育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合 に支給される。

※取組の例

- ・男性労働者の育児休業取得に関する管理職や労働 者向けの研修を実施
- 育児休業制度の利用を促進するための資料配布等

★安全衛生委員会オンライン開催

コロナ禍で、安全衛生委員会の開催がためらわれるこ とを受けて、厚労省はオンラインで開催する際の留意事 項の通達を出した。「情報機器を用いた労働安全衛生 法第17条、18条及び19条の規定に基づく安全衛生委 員会等の開催について」です。予め定めていれば電子メ ールでの開催も認めるとのことです。

★日本語学校卒業後も在留資格

千葉市と成田市は市内の日本語学校に在籍する留 学生が卒業後も日本で就職活動を続けられるよう、 国家戦略特区として「特定活動」という特例が認め られ、最長1年間の在留資格を認める新制度を始める。 海外の大学で学士以上の学位を取得し、来日後に日 本語学校に通う留学生の内、卒業後も日本で就職活 動を続けたい学生が対象。今まではこうした留学生 に当てはまる在留資格がなかった。

また、政府は日本の大学を卒業して起業を目指す 外国人に準備期間として最長2年間の在留を認める 「特定活動」の在留資格を付与する制度を設ける。 現行では卒業後すぐに起業しない場合、就職か帰国 かが原則であった。2年以内に起業準備が整えば、日 本に残ったまま在留資格を「経営・管理」に切り替 えられる。ただし、不法就労を防ぐため出身大学(文 部科学省に選ばれた40校以上が対象)の推薦が条件 だ。出入国在留管理庁が近く申請の受付を始める。

異文化の外国人の目で起業してくれれば、新しい 経済の流れが出ると思います。楽しみです。

★三菱重工が成果型評価

三菱重工業は国内従業員4万人を対象に人事評価制 度を見直し、役割や成果に応じて昇給する新たな仕組 みに変える。長年年功序列や終身雇用を維持してきた が、世代交代の対応や優秀な若手を獲得するため成果 ベースに移行する。伝統的な製造業でも人事制度改革 が本格化してきた。



笹竜胆 (ささりんどう)